

海津市の建築物等における木材利用推進方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、岐阜県産木材の利用拡大を図ることを目的に、「海津市の建築物等における木材利用推進方針」を定めるものとする。

第2 建築物等における木材利用に関する基本的事項

市が整備する建築物等において、費用面で著しく合理性を欠かない範囲で、間伐材をはじめとする岐阜県産木材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、市民に木材の持つ優れた特性を提供するとともに、岐阜県産木材の利用拡大に努めるものとする。

また、市内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

第3 公共建築物等における木材の利用の目標

（1）建築工事における利用の推進

建築工事のうち、市が整備する公共施設の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、低層の建築物は、原則として木造化を図るよう努めるものとする。

また、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、市民の目に触れる部分を中心に内装木質化を図るよう努めるものとする。

（2）まちづくりにおける利用の促進

公園、文化施設周辺等、多数の市民に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設など、木材利用のPR効果の特に高いものの整備にあたっては、岐阜県産木材を利用するよう努めるものとする。

（3）備品等における利用の促進

岐阜県産木材を原材料に使用した児童・生徒の机、椅子の備品等を導入するよう努めるものとする。

（4）木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを導入するよう努めるものとする。

（5）土木工事における利用の推進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、岐阜県産木材を利用するよう努めるものとする。

第4 利用促進のための環境整備

市は、県と連携し、木造化及び木質化に取り組む県内外の建築主等からの木造建築物の設計や県産材調達の相談等に対応できる環境を整えるよう努めるものとする。

第5 その他

この方針の運用にあたっての詳細は別に定めることができる。

附 則

この方針は平成24年11月1日より適用する。

この方針は令和5年11月1日より適用する。